京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例（令和８年１１月１１日京都市条例第　２０ 号）（建設局土木管理部道路河川管理課）

本市が徴収する流水占用料等の適正化を図るため、次の措置を講じることとしました。

１　占用料の額の改定

表１　流水占用料

区　分	単　位	金額（円（年額））	
		改正前	改正後
鉱工業用	毎秒１リットル	5,300	5,400
その他		1,300	1,300

表２　土地占用料

区　分		単　位	金　額（円）			
			改正前		改正後	
			市街化区域	その他の区域	市街化区域	その他の区域
宅地、庭園及び家屋付属地		占用面積１平方メートルにつき１年	720		740	
小屋、材料置場、作業場及び荷揚げ場			950		970	
通路、橋りょう、昇降路及び舟乗降場			800		820	
桟敷、出店及び床ぎ			5,280		6,720	
管路	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ１メートルにつき１年	110	11	120	11
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		160	16	170	15
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		240	24	250	23
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		320	32	330	31
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		480	47	500	46
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		640	60	670	60
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		1,100	110	1,200	110
	外径が 0.7 メートル以上１メートル未満のもの		1,600	160	1,700	150
	外径が１メートル以上のもの		2,500	250	2,700	250
電柱及びその支柱類		１本につき１年	4,600	450	4,800	440
電話柱及びその支柱類			2,600	260	2,800	260
その他の柱類			260	26	280	26
鉄塔		占用面積１平方メートルにつき１年	5,300	530	5,600	510
舟係留			810		830	
軌条（鉄道事業法及び軌道法の規定によるものを除く。）			5,300	530	5,600	510
漁業装置			320		330	
広告用工作物		表示面積１平方メートルにつき１年	24,000	2,100	28,000	2,100
鉱泉採取施設		占用面積１平方メートルにつき１年	11,000		11,000	
耕作（竹木の植栽を含む。）			50		50	
素地のままの家畜及び家きんの飼育			110		110	
ロケーション、興行その他催物のための素地のままの占用		１時間	7,800		9,900	
農水産業のためのもの	洗い場	占用面積１平方メートルにつき１年	80		80	
	干し場		32		33	
農水産業以外のためのもの	洗い場		160		160	
	干し場		80		80	

表３　土石採取料その他の河川産出物採取料

区　分	単　位	金　額（円）	
		改正前	改正後
土砂、砂利、砂及びぐり石	1立方メートル	330	340
転石（1個50キログラム未満のものを除く。）	1キログラム	8	8

この条例は、令和９年４月１日から施行することとしました。

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和８年１１月１１日

京都市長　　松　井　孝　治

京都市条例第　２０　号

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を改正する条例

京都市準用河川流水占用料等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１　２金額（年額）の欄中「５，３００」を「５，４００」に改める。

別表第２金額の欄を次のように改める。

金額	
甲	乙
	７４０円
	９７０
	８２０
	６，７２０
１２０	１１
１７０	１５
２５０	２３
３３０	３１
５００	４６
６７０	６０
１，２００	１１０
１，７００	１５０
２，７００	２５０
４，８００	４４０
２，８００	２６０
２８０	２６
５，６００	５１０
	８３０
５，６００	５１０
	３３０
２８，０００	２，１００
	１１，０００
	５０
	１１０
	９，９００
	８０
	３３
	１６０
	８０

別表第３土砂、砂利、砂及びぐり石の項中「３３０」を「３４０」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の京都市準用河川流水占用料等に関する条例（京都市水路等管理条例において準用する場合を含む。以下「改正後の条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の占用又は採取（以下「占用等」という。）に係る流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料（京都市水路等管理条例において準用する場合にあっては、水路等産出物採取料）（以下「流水占用料等」という。）について適用する。ただし、占用期間が施行日前に始まり、施行日を含む１年以下である占用等に係る流水占用料等については、なお、従前の例による。

（令和９年度前から継続する占用等に係る流水占用料等の減額）

３　市長は、施行日の前日及び施行日のいずれにおいても河川法第２３条、第２４条又は第２５条（京都市水路等管理条例において準用する場合にあっては、同条例第９条第１項又は第４項）の規定による許可を受けている占用等について、改正後の条例の規定により算定した令和９年度の流水占用料等の額が、この条例による改正前の京都市準用河川流水占用料等に関する条例（京都市水路等管理条例において準用する場合を含む。）の規定の適用があるものと仮定して当該規定により算定した同年度の流水占用料等の額に比べて著しく高額であると認めるときは、当該占用等に係る同年度以降の各年度の流水占用料等の額を減額することができる。

（建設局土木管理部道路河川管理課）